

佐賀県労働委員会訓令甲第1号

佐賀県労働委員会事務局

佐賀県労働委員会事務局決裁規程（昭和47年佐賀県地方労働委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月20日

佐賀県労働委員会会長 前田和馬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後																							
<p>（専決の制限）</p> <p>第4条 専決権者は、前条に規定する事務が、次の各号の<u>二</u>に該当するものである場合は、専決することができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～12 略</td> </tr> <tr> <td>13 情報公開条例及び個人情報保護条例に関する事務</td> <td></td> <td><u>佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関する事</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">14 略</td> </tr> </tbody> </table>			事務の種類	事務局長専決事項	課長専決事項	1～12 略			13 情報公開条例及び個人情報保護条例に関する事務		<u>佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関する事</u>	14 略			<p>（専決の制限等）</p> <p>第4条 専決権者は、前条に規定する事務が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものである場合は、専決することができない。<u>この場合において、当該専決権者は、直ちに当該事務について、決裁権限を有すると認められる上司の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務局長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～12 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">13 略</td> </tr> </tbody> </table>			事務の種類	事務局長専決事項	課長専決事項	1～12 略			13 略		
事務の種類	事務局長専決事項	課長専決事項																								
1～12 略																										
13 情報公開条例及び個人情報保護条例に関する事務		<u>佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関する事</u>																								
14 略																										
事務の種類	事務局長専決事項	課長専決事項																								
1～12 略																										
13 略																										

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。